

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 6 年 9 月

福岡市人事委員会



人 審 第 85 号

令和6年9月4日

福岡市議会議長 打越基安様

福岡市長 高島宗一郎様

福岡市人事委員会

委員長 平江 徳子

職員の給与等に関する報告及び勧告

福岡市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて職員の給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市職員の給与等の実態、市内民間企業従業員の給与、その他市職員の給与等を決定する諸条件について調査研究を行ったので、その結果を報告する。

1 市職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における市職員（技能・労務職員及び企業職員等を除く。以下同じ。）の給与等について把握するため、「令和6年福岡市職員給与等実態調査」を実施した。

市職員には、従事する職務の種類等に応じ、行政職、医療職(1)、医療職(2)、消防職、教育職(1)、教育職(3)及び教育職(4)の各給料表並びに特定任期付職員給料表が適用されており、このうち、行政職給料表の適用者の給与等の概要は、第1表に示すとおりである。

(参考資料 1 市職員給与関係資料 参照)

第1表 行政職給料表適用職員の給与等の概要

項 目	内 容	項 目	内 容		
職 員 数	6,900 人	平 均 経 験 年 数	17.4 年		
平 均 年 齢	39.0 歳	平 均 勤 続 年 数	15.4 年		
平均給与月額	給 料	312,883 円	平 均 扶 養 親 族 数	0.8 人	
	扶 養 手 当	8,814 円	男 女 別 構 成 比	男 性	57.2 %
	地 域 手 当	33,020 円		女 性	42.8 %
	住 居 手 当	10,361 円	学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	66.0 %
	管 理 職 手 当	8,040 円		短 大 卒	5.4 %
	そ の 他	20 円		高 校 卒	28.4 %
	計	373,138 円		中 学 卒	0.2 %

- (注) 1 「その他」とは、単身赴任手当（基礎額）及びへき地手当等の合計である。
 2 構成比に表記した数値は、小数点以下第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100にならない場合がある。
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「福岡市職員の給与に関する条例」附則第10項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。

2 民間給与の調査

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、市職員の給与と市内民間企業従業員の給与との精確な比較を行うため、人事院等と共同で「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施した。その概要は、第2表に示すとおりである。

(参考資料 2 民間給与関係資料 参照)

第2表 令和6年職種別民間給与実態調査の概要

項目	説明
調査対象事業所	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内民間の980事業所
調査事業所数	層化無作為抽出法によって抽出した196事業所
調査対象職種	行政職と類似する事務・技術関係22職種 医療、教育関係等54職種
調査項目	令和6年4月分の給与月額 給与改定の状況 初任給の状況 賞与等の特別給の支給状況 家族手当等の支給状況 等

(注) 「層化無作為抽出法」とは、調査対象事業所を組織、企業規模、産業によりグループ分けし、このグループの中から無作為に抽出する方法をいう。

(2) 調査の結果

調査完了率は、82.3%となっており、厳しい諸環境の中においても、各事業所の協力を得て、広く市内民間事業所の状況が調査結果に反映されているといえる。

ア 給与改定の状況

第3表に示すとおり、市内民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は60.6%（昨年56.9%）であり、ベースダウンを実施した事業所は該当なし（昨年該当なし）となっている。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.7%（昨年88.5%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は44.5%（昨年28.0%）、減額となっている事業所の割合は2.8%（昨年1.5%）となっている。

第3表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	60.6 (56.9)	2.4 (1.4)	- (-)	37.0 (41.7)
課長級	51.0 (45.5)	2.4 (5.4)	- (-)	46.5 (49.1)

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 2 () 内は、令和5年の調査結果である。
 3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

第4表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給 中止		
		増額	減額	変化なし			
係員	91.7 (89.4)	91.7 (88.5)	44.5 (28.0)	2.8 (1.5)	44.4 (59.0)	- (0.9)	8.3 (10.6)
課長級	76.2 (81.5)	76.2 (79.9)	35.8 (22.7)	0.5 (1.6)	39.9 (55.6)	- (1.6)	23.7 (18.5)

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 () 内は、令和5年の調査結果である。
 3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

イ 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で78.0%（昨年71.5%）、高校卒で46.5%（昨年43.3%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で74.5%（昨年51.4%）、高校卒で77.3%（昨年59.3%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で25.5%（昨年47.9%）、高校卒で22.7%（昨年40.7%）となっている。

（参考資料 2 民間給与関係資料 第15表 参照）

3 市職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

（公民給与の較差）

「令和6年福岡市職員給与等実態調査」及び「令和6年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、市職員においては常勤の行政職（一般事務及び技術職）、市内民間企業従業員においてはこれに類似すると認められる職種の常勤の従業員について、責任の度合、学歴及び年齢が同等と認められる者同士の4月分の給与額（市職員にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、第5表に示すとおり、市職員の給与が民間の給与を1人当たり平均にして10,400円（2.74%）下回っていることが明らかになった。

第5表 市職員給与と民間給与との較差

民間給与 （事務・技術関係職種） ①	市職員給与 行政職（一般事務及び技術職） ②	較差 ①－② （（①－②）/②×100）
390,448円	380,048円	10,400円（2.74%）

（注）第1表の行政職の平均給与月額と本表の市職員給与額の差は、第1表の職員には本年度の新規採用者を含むが、本表には含まれていないこと及び給与比較の対象外職員がいることによるものである。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを市職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、国と同様に0.05月単位で改定を行ってきている。

「令和6年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた特別給は、第6表に示すとおり、年間で平均所定内給与月額に相当する4.60月分に相当しており、市職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数（4.50月）が、市内民間事業所の特別給を0.10月分下回っていた。

第6表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員	
特別給の支給割合	下 半 期	2.25月分
	上 半 期	2.35月分
	計	4.60月分

(注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは令和6年2月から7月までの期間をいう。

備考 本市の場合、現行の年間支給月数は、4.50月である。

4 国及び他の地方公共団体との給与比較

総務省の令和5年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額を100としたラスパイレス方式による本市の一般行政職の給料月額の水準は、101.7（指定都市平均99.9）である。

5 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ全国では2.5%、本市では3.0%上昇している。

また、生計費の基礎となる家計調査（同省）によれば、本年4月の本市における消費支出（二人以上の世帯）は、1世帯当たり320,351円となっている。

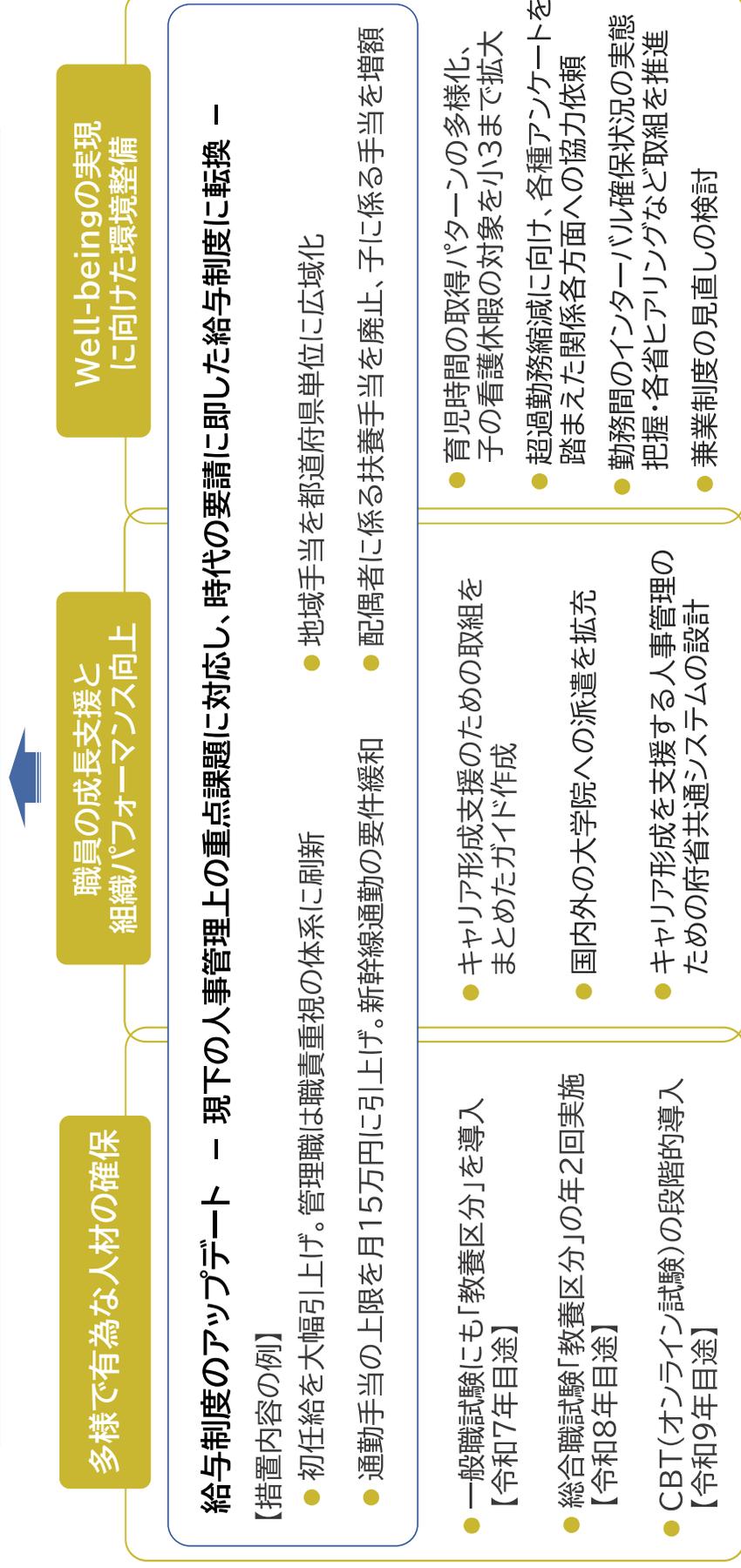
（参考資料 3 その他 第23表 参照）

6 人事院の報告及び勧告等

人事院は、本年8月8日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、職員の給与に関する報告、勧告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。それらの概要は、次のとおりである。

人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



+

人事行政諮問会議

中間報告を

踏まえた取組

- 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るための行動規範の検討
- 職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要となる施策等の検討
(在級期間に係る制度・運用の見直し、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給

〔本年4月分の民間給与を調査して官民比較〕 【令和6年4月実施】

✓ 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップグレードの先行実施

【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6%〔+29,300円〕) 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1%〔+23,800円〕)
【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8%〔+21,400円〕)

- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定

行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス

〔直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕 【令和6年4月実施】

✓ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当

〔手当額改定: 令和6年4月実施、支給地域改定: 令和7年4月実施〕

✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給

初任給・若年層の水準を大幅引上げ

係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し

地域手当

都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減のうえで最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)異動保障を3年間に延長

通勤手当等

支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和

扶養手当

配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

ボーナス

成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充

その他手当

管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大

再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充

- ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
- ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

7 むすび

職員の給与については、地方公務員法において、その職務と責任に応ずるものでなければならないとされ、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされている。

本委員会は、これまで述べてきた市職員の給与を決定するに当たって考慮すべき諸事情を総合的に勘案した結果、令和6年4月の公民較差等に基づく給与改定について勧告を行うこととした。

なお、職員の給与制度については、職務・職責に応じた給与を推進する観点から、より適切な制度の構築を進めるため、今後とも、国や他の地方公共団体、民間事業所の動向を踏まえながら検討を行っていくことが必要である。

(1) 令和6年4月の公民較差等に基づく給与改定について

ア 改定の基本的考え方

(月例給)

月例給については、前記3(1)のとおり、本年4月時点で、市職員給与が民間給与を10,400円(2.74%)下回っていることから、市職員の給与水準を市内民間企業従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本として、この較差に見合うよう市職員給与の引上げを行うことが適当である。

(特別給)

特別給(期末手当及び勤勉手当)については、前記3(2)のとおり、市職員の特別給の年間支給月数(4.50月)が、民間における特別給の支給割合(4.60月)を下回っていることから、昨年8月から本年7月

までの1年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とすることが適当である。

イ 改定すべき事項

次に掲げる項目ごとに、民間との較差のほか、国や他の地方公共団体の状況を考慮した改定を行うこと。

(7) 給料表

a 行政職給料表

行政職給料表については、市内民間事業所の初任給の状況及び本年の人事院勧告における俸給表の改定傾向等を踏まえ、初任給を始め若年層等に重点を置き、そこから改定率を逡減させつつ幅広い世代で引上げ改定を行うことが必要である。定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、常時勤務を要する定年前職員との均衡を踏まえ、所要の改定を行うことが適当である。

b 医療職給料表及び消防職給料表

医療職給料表及び消防職給料表については、行政職給料表の改定との均衡を基本として改定を行うことが必要である。

c 教育職給料表

教育職給料表については、教育職員の職務と責任の特殊性を踏まえ、福岡県等の他の地方公共団体の教育職給料表の改定状況を考慮した改定とすることが適当であるとしてきたところであり、本年においても従来と同様の取扱いとすることが適当である。

ただし、国における給与制度のアップデート及び教師の処遇改善の動きを踏まえ本市における対応を検討する必要があること等から、今後は、本市行政職給料表の改定との均衡を基本と

した改定に向けて検討する必要がある。

d 特定任期付職員給料表及び特定任期付教育職員給料表

特定任期付職員給料表及び特定任期付教育職員給料表については、国に準拠した給料表としていることから、人事院勧告に準拠した改定を行うことが必要である。

(イ) 初任給調整手当

人事院勧告の趣旨を考慮し、福岡市内に勤務する国家公務員に対する当該手当の支給額の改定があった場合には、当該改定に準拠した改定を行うことが必要である。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

a bに掲げる職員以外の職員

市内民間事業所における賞与等の特別給の年間支給割合の状況や人事院勧告における特別給の改定状況を考慮し、以下のとおり改定を行うことが必要である。

- ① 現行の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数4.50月分については、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、4.60月分とすること。
- ② 本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げることとし、来年度以降については、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数が均等になるように配分すること。

b 定年前再任用短時間勤務職員並びに特定任期付職員及び特定任期付教育職員

国に準拠した支給月数としていることから、人事院勧告に準拠した改定を行うことが必要である。

ウ 実施時期

上記イの(ア)（cを除く。）及び(イ)の改定は、令和6年4月1日に遡及して実施する。また、(ウ)の改定は、本年12月期以降の期末手当及び勤勉手当から実施する。

(2) 給与制度のアップデートについて

人事院は、令和4年の「職員の給与に関する報告」において、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に取り組む中で、給与面でも公務や社会の変化に対応したアップデートが必要であることに言及し、令和5年の「公務員人事管理に関する報告」において、措置を検討する事項の骨格案を、本年の「職員の給与に関する報告」において、具体的な措置内容として、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定、職務や職責をより重視した俸給体系等の整備、能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定、地域における民間給与水準の反映、採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応等について示したところである。

本市においては、国準拠の考え方を基本として給与制度を構築してきたところであり、給与制度のアップデートについても、国の具体的な制度改正の内容、他の地方公共団体の動向等を踏まえ、実施に向けた検討を早期に行っていく必要がある。

(3) 職員の勤務環境の整備について

ア 時間外勤務の縮減等について

職員が、時間外勤務を縮減するとともに、計画的に休暇を取得することは、職員の健康を保持し、仕事と生活の調和を実現させる観点か

ら重要な課題である。

本市においては、令和元年10月から、時間外勤務の上限を、原則年間360時間としているが、令和5年度において年間360時間を超えて時間外勤務を行った職員の割合は、第7表に示すとおり、全体の7.9%となり、コロナ禍前の水準に戻りつつある。

任命権者においては、引き続き、勤務時間管理の徹底を図ることはもちろん、ICTの活用や業務の見直し等により、職場全体における業務の合理化や効率化の促進に取り組んだ上で、適切な職員配置など業務執行体制の整備に努めるとともに、一部の職員への負担集中を避けるために業務負担の平準化を図るなど時間外勤務の縮減に取り組むことが必要である。

また、教職員に関しては、「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」に基づき、教職員の勤務環境改善の取組等を進めているところであり、令和5年度には、新たに専門コンサルタントを活用した「福岡市立学校における勤務実態調査及び業務改善支援業務」が実施されている。

教育委員会においては、これからも長時間勤務の要因の分析や必要な人員等の点検・検証等を通じて、学校における働き方改革を推進し、教職員が心身の健康を保ちながら、授業や子どもたちへの指導に意欲的に臨める環境づくりを着実に進めることが必要である。

第7表 年間の時間外勤務が360時間を超えた職員の割合

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間の時間外勤務が360時間を超えた職員の割合	12.1%	10.0%	7.9%

(福岡市人事委員会調査)

イ メンタルヘルスの推進について

メンタルヘルスの推進は、職員が健康で充実した生活を送るとともに、その能力を十分に発揮して職務に取り組むためにも重要な課題である。

令和5年度に病気やけがで1月以上休んだ長期病休者の実態を見ると、原因となった傷病で最も多いのは「心の病」で、全長期病休者の6割以上を占めており、依然として高い水準にある。

本市においては、「福岡市職員心の健康づくり計画」及び「福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」に基づき、「未然防止」（1次予防）、「早期発見・早期対策」（2次予防）、「職場復帰支援・再発防止」（3次予防）の取組を総合的に推進しているところであるが、任命権者においては、より一層、心身の不調の要因を分析し、メンタルヘルスの推進に向けた効果的な対策をきめ細かに行っていくことが必要である。

なお、「ア 時間外勤務の縮減等について」及び「ウ ハラスメントの防止について」で述べている内容は、職員のメンタルヘルスの観点からも重要な取組であるため、今後も着実に実施していくことが求められる。

ウ ハラスメントの防止について

職場におけるハラスメントを防止することは、職員が心の健康を保持し、その能力を十分に発揮できるような働きやすい勤務環境を整備する上で、重要な課題である。本市においては、ハラスメントの防止等に関する要綱等に基づき、全職員に対してハラスメント防止のための取組を実施してきたところである。

とりわけ職員を監督する地位にある監督者の果たす役割は重要であり、良好な勤務環境を確保するため、自らがハラスメントをしないことはもちろん、ハラスメントの未然防止や職員からの相談対応に迅速に取り組むことが求められる。

任命権者においては、引き続きハラスメント防止のための取組を進めるとともに、より効果的な研修方法、相談しやすい態勢、ハラスメントの実態に応じた適切な対処方法等、事前・事後における対応策を講じ、良好な職場環境を確保していくことが必要である。

エ ワーク・ライフ・バランスの推進について

ワーク・ライフ・バランスの推進は、職員一人ひとりが、職務に精励し、その能力を十分に発揮するとともに、健康で豊かな生活を確保し、育児や介護等の責任を果たすためにも重要な課題である。

本市においては、「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、仕事と育児の両立支援をはじめとしたさまざまな取組を実施してきたところである。また、子どもが生まれたすべての男性職員が安心して育児休業を取得できる職場づくりを目指すとして、令和4年9月に同計画における男性職員の育児休業取得率の数値目標を100%に改定した。さらに、令和5年8月には、当該数値目標における取得期間を1週間以上とし、取組を進めている。

また、令和5年12月に「こども未来戦略」が閣議決定され、地方公務員に係る男性職員の育児休業取得率の政府目標が、一般行政部門においては令和7年までに85%（1週間以上の育児休業）と大幅に引き上げられた。

令和5年度における全市の男性職員の1週間以上の育児休業取得率

は、第8表（その1）に示すとおり90.2%と、前述した政府目標を超えたものとなっている。

ワーク・ライフ・バランスの推進に関しては、これまで、さまざまな両立支援制度が整備されてきたところであるが、任命権者においては、引き続き、育児や介護等を担う職員自身の休暇・休業等の取得促進を図るとともに、当該休暇・休業等が取得される職場における業務環境の整備にも十分配慮して取り組んでいくことが必要である。

また、国家公務員においては、フレックスタイム制の見直しなど柔軟な働き方を推進するための取組が進められており、本市においてもこうした国の状況等を踏まえ、実情に応じた柔軟な働き方について研究していくことが求められる。

第8表 子どもが生まれた男性職員の育児休業取得率

その1 1週間以上の育児休業取得率

区分	令和5年度
取得率	90.2%

その2 育児休業取得率

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取得率	20.2%	33.5%	34.7%	60.5%	97.4%

（第8表はいずれも任命権者公表資料「福岡市特定事業主行動計画 令和5年度の実施状況について」を基に作成）

(4) コンプライアンスの推進について

コンプライアンスの推進は、市政に対する市民からの信頼を確保するとともに、職員の人材育成や職場の活性化の面においても重要な課題で

ある。

本市においては、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組んできたところであるが、令和5年度の職員の懲戒処分の状況は、処分者数が増加するとともに、停職以上の重い処分の割合が高くなっている。

こうした状況を踏まえ、職員一人ひとりが、全体の奉仕者としての責任を一層自覚し、公務の内外を問わず、規律を遵守し、高い倫理観や使命感を持つことは当然のことであるが、任命権者においては、市民の信頼を確保していくためにも、改めて職員全体のコンプライアンス向上のための環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

－おわりに－

本委員会の給与勧告は、労働基本権を制約されている市職員の適正な処遇を確保するため、民間準拠を基本として行っているものである。

市議会及び市長におかれては、本委員会の給与勧告の意義や役割に深い理解を示され、給与勧告どおり速やかに実施されるよう要請する。

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、市職員の給与について民間との較差等を基に、次の措置をとるよう勧告する。

記

1 令和6年4月の公民較差等に基づく給与改定

(1) 給料表

報告の7の(1)のイの(ア)で述べた趣旨を踏まえ改定すること。

(2) 初任給調整手当

人事院勧告の趣旨を考慮し、福岡市内に勤務する国家公務員に対する当該手当の支給額の改定があった場合には、当該改定に準拠した改定を行うこと。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和6年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（管理職職員等にあつては、1.075月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（管理職職員等にあつては、1.275月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.7125月分（管理職職員等にあつては、0.6125月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.5125月分（管理職職員等にあつては、0.6125月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

(7) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（管理職職員等にあつては、1.05月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（管理職職員等にあつては、1.25月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分（管理職職員等にあつては、0.6月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分（管理職職員等にあつては、0.6月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合について、それぞれ1.725月分を基本とすること。

2 改定の実施時期

1の(1)（教育職給料表を除く。）及び(2)の改定は、令和6年4月1日から実施すること。また、1の(3)のアについては令和6年12月1日から、1の(3)のイについては令和7年4月1日からそれぞれ実施すること。

参 考 资 料

目 次

1 市職員給与関係資料

令和6年福岡市職員給与等実態調査の概要	23
第1表 市職員の給料表別平均給与月額等	24
第2表 市職員の給料表別・級別平均給与月額	26
第3表 市職員の扶養親族数の状況	28
・その1 扶養親族数別職員数	28
・その2 給料表別扶養親族数	29
第4表 市職員の給料表別住居手当の支給状況	30
第5表 市職員の給料表別管理職手当の支給状況	31
第6表 市職員の給料表別通勤手当の支給状況	32
第7表 市職員の給料表別・級別・年齢別人員	33
・行政職給料表	33
・医療職給料表(1)	34
・医療職給料表(2)	34
・消防職給料表	35
・教育職給料表(1)	36
・教育職給料表(3)	36
・教育職給料表(4)	37
第8表 市職員の給料表別・級別・号給別人員	38
・行政職給料表	38
・医療職給料表(1)	41
・医療職給料表(2)	42
・消防職給料表	44
・教育職給料表(1)	46
・教育職給料表(3)	48
・教育職給料表(4)	50
第9表 市職員の給料表別職員数	52
第10表 行政職給料表適用職員の年齢別男女分布	52
第11表 任期付職員の給料表別人員	52

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	53
第12表 産業別・企業規模別調査事業所数	54
第13表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	55
第14表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	56
・その1 公民給与比較の対象職種	56
1 企業規模計	56
2 企業規模500人以上	58
3 企業規模100人以上500人未満	60
4 企業規模50人以上100人未満	62
・その2 公民給与比較の対象外職種	64
第15表 民間における初任給の改定状況	66
第16表 民間における家族手当の支給状況	66
・その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額	66
・その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	67
第17表 民間における通勤手当の支給状況	67
・その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況	67
・その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急 料金を含む通勤手当の支給状況	67
第18表 民間における特別給の支給状況	68
第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	68
第20表 民間における定年制の状況	69
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	69
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	69

3 その他

第23表 物価及び生計費	70
--------------	----

《 参考 》 給与勧告の流れ	71
----------------	----

《 参考 》 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	72
-----------------------------	----

1 市職員給与関係資料

令和6年福岡市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査期日

この調査は本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため、令和6年4月1日を調査期日として、職員の給与等について調査したものである。

2 調査対象職員

一般職の職員のうち、技能・労務職員、水道局企業職員及び交通局企業職員並びに会計年度任用職員等を除いた職員を対象とした。

3 職員の分類

集計に当たっては、上記対象職員について、適用される給料表の種類により分類した。その分類は、次表のとおり。

分類	該当職員
行政職給料表適用職員	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職給料表(1)適用職員	保健所に勤務する医師及び歯科医師等
医療職給料表(2)適用職員	保健所に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師等
消防職給料表適用職員	消防吏員
教育職給料表(1)適用職員	高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校に勤務する実習助手等
教育職給料表(3)適用職員	特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭等
教育職給料表(4)適用職員	小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭等
特定任期付職員給料表適用職員	高度の専門的な知識経験等を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する特定任期付職員

注1 特定任期付教育職員給料表適用職員は、調査期日現在対象者がいないため表中の記載は省略している。

注2 教育職給料表(2)は平成31年4月1日に廃止。

第1表 市職員の給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経 験 年 数	平均 勤 続 年 数	性別人員構成比		学 歴 別 人	
					男性	女性	大学卒	短大卒
行政職給料表	6,900	39.0	17.4	15.4	57.2	42.8	66.0	5.4
医療職給料表(1)	18	46.3	21.0	8.8	38.9	61.1	100.0	—
医療職給料表(2)	253	39.5	16.8	14.3	1.2	98.8	98.4	1.6
消防職給料表	1,085	37.9	17.4	16.1	96.7	3.3	39.0	2.1
教育職給料表(1)	241	44.8	21.7	13.5	55.2	44.8	97.9	0.8
教育職給料表(3)	696	40.1	16.8	10.9	31.0	69.0	94.7	5.3
教育職給料表(4)	6,524	37.9	14.9	10.7	40.3	59.7	94.5	5.5
全 給 料 表	15,717	38.7	16.4	13.3	50.8	49.2	78.3	5.1

- (注) 1 行政職給料表には、高等学校、特別支援学校、小学校及び中学校における教育職員以外の学校職員を含む。
(以下関係各表について同じ。)
- 2 任期付職員及び再任用職員は含まれていない。(以下第10表までについて同じ。)
- 3 「構成比」は、小数点第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100にならない場合がある。
(以下関係各表について同じ。)
- 4 「給料」には、各教育職給料表適用職員のうち4級である職員への加算額、給料の調整額及び教職調整額を含む。
(以下関係各表について同じ。)
- 5 「その他」とは、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当及びへき地手当等の合計である。
(以下関係各表について同じ。)
- 6 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「福岡市職員の給与に関する条例」附則第10項及び「福岡市立学校職員の給与に関する条例」附則第5項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。
(以下関係各表について同じ。)

(参 考)

技能・労務職給料表	340	48.8	27.8	21.4	51.8	48.2	1.8	30.3
水道局企業職給料表	453	38.9	18.3	17.2	83.2	16.8	44.6	4.4
交通局企業職給料表	510	41.0	20.5	18.0	87.6	12.4	28.8	8.8

全 給 料 表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	17,020	38.9	16.8	13.7	52.8	47.2	74.4	5.7
-----------------------------------	--------	------	------	------	------	------	------	-----

員 構 成 比		平 均 給 与 月 額						
高校卒	中学卒	計	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
%	%	円	円	円	円	円	円	円
28.4	0.2	373,138	312,883	8,814	33,020	10,361	8,040	20
—	—	856,080	449,922	7,322	81,586	7,472	52,667	257,111
—	—	357,675	310,234	2,583	31,671	9,298	3,889	—
58.9	—	371,867	309,945	16,006	33,020	8,647	4,249	—
1.2	—	450,871	388,030	11,093	40,225	8,388	3,135	—
—	—	420,833	363,567	7,489	37,326	10,241	2,210	—
—	—	396,224	339,603	7,510	35,088	10,035	3,767	221
16.5	0.1	386,242	327,283	8,644	34,213	10,052	5,655	395

66.8	1.2	370,156	320,109	10,946	33,106	5,995	—	—
50.8	0.2	371,547	310,571	10,246	32,777	10,995	6,958	—
62.2	0.2	369,886	310,146	11,258	32,557	11,764	4,161	—

19.8	0.1	385,040	326,181	8,811	34,103	10,047	5,532	366
------	-----	---------	---------	-------	--------	--------	-------	-----

第2表 市職員の給料表別・級別平均給与月額

給与の種類		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
給料表・職務の級		円	円	円	円	円	円	円
行政 職 給 料 表	平均	373,138	312,883	8,814	33,020	10,361	8,040	20
	1級	207,394	176,076	505	17,658	13,155	—	—
	2級	253,431	215,115	1,494	21,673	15,120	—	29
	3級	331,491	282,631	7,623	29,025	12,212	—	—
	4級	398,890	344,298	10,428	35,473	8,670	—	21
	5級	449,115	386,561	15,473	40,289	6,792	—	—
	6級	591,052	435,219	15,323	53,468	5,042	82,000	—
	7級	655,290	475,941	14,065	59,472	5,572	100,000	240
	8級	711,265	511,736	9,844	64,019	6,222	118,611	833
医療 職 給 料 表 (1)	平均	856,080	449,922	7,322	81,586	7,472	52,667	257,111
	1級	*	*	*	*	*	*	*
	2級	754,287	368,171	5,857	59,845	11,214	—	309,200
	3級	955,403	471,875	17,550	91,428	—	82,000	292,550
	4級	969,569	553,250	5,150	105,344	7,000	100,000	198,825
	5級	889,108	575,050	—	109,608	—	110,000	94,450
医療 職 給 料 表 (2)	平均	357,675	310,234	2,583	31,671	9,298	3,889	—
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	270,670	231,467	891	23,236	15,076	—	—
	3級	341,860	299,594	3,385	30,298	8,583	—	—
	4級	400,748	354,779	2,370	35,715	7,884	—	—
	5級	440,644	394,607	3,716	39,832	2,489	—	—
	6級	575,850	432,408	9,092	52,350	—	82,000	—
消 防 職 給 料 表	平均	371,867	309,945	16,006	33,020	8,647	4,249	—
	1級	256,801	215,794	3,786	21,958	15,263	—	—
	2級	349,604	290,730	19,056	30,979	8,839	—	—
	3級	422,669	357,028	22,835	37,986	4,820	—	—
	4級	467,832	397,507	24,276	42,178	3,871	—	—
	5級	601,398	443,643	19,173	54,482	2,100	82,000	—
	6級	640,947	473,950	6,608	58,056	2,333	100,000	—
	7級	*	*	*	*	*	*	*

(注) 「*」は、該当者が1名の場合である。

給与の種類		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
教育職給料表(1)	平均	円 450,871	円 388,030	円 11,093	円 40,225	円 8,388	円 3,135	円 —
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	442,321	383,496	10,760	39,425	8,640	—	—
	3級	479,141	414,076	18,325	43,240	3,500	—	—
	4級	585,092	451,763	18,175	52,554	7,000	55,600	—
	5級	598,305	458,975	875	53,755	7,000	77,700	—
教育職給料表(3)	平均	円 420,833	円 363,567	円 7,489	円 37,326	円 10,241	円 2,210	円 —
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	411,354	357,315	7,070	36,438	10,531	—	—
	3級	495,351	430,274	13,557	44,383	7,137	—	—
	4級	555,655	427,800	16,038	49,886	6,906	55,025	—
	5級	607,907	472,267	1,900	54,729	5,889	73,122	—
教育職給料表(4)	平均	円 396,224	円 339,603	円 7,510	円 35,088	円 10,035	円 3,767	円 221
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	381,715	330,679	6,415	33,709	10,713	—	199
	3級	466,518	400,995	18,473	41,946	5,104	—	—
	4級	534,564	413,453	19,235	48,087	4,702	48,183	904
	5級	573,757	442,842	11,281	51,950	2,109	65,380	195

第3表 市職員の扶養親族数の状況

その1 扶養親族数別職員数（全給料表）

区 分		該 当 職 員 数	うち扶養親族である 配偶者を有する者
扶養親族数			
1	人	1,989	520
2	人	2,163	593
3	人	1,285	767
4	人	345	275
5	人	69	59
6	人以上	3	—
計		5,854	2,214

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。
(以下関係各表について同じ。)

(参考) 扶養親族数別職員数（行政職給料表）

区 分		該 当 職 員 数	うち扶養親族である 配偶者を有する者
扶養親族数			
1	人	947	272
2	人	972	282
3	人	563	352
4	人	154	125
5	人	20	18
6	人以上	1	—
計		2,657	1,049

その2 給料表別扶養親族数

区分 給料表	扶養親族数			該当職員 平均扶養 親族数	全職員 平均扶養 親族数
	配偶者	子	父母等		
	人	人	人	人	人
行政職給料表	1,049	4,103	152	2.0	0.8
医療職給料表(1)	2	8	2	1.3	0.7
医療職給料表(2)	5	45	3	1.7	0.2
消防職給料表	367	1,187	12	2.3	1.4
教育職給料表(1)	60	174	6	2.1	1.0
教育職給料表(3)	67	369	14	2.0	0.6
教育職給料表(4)	664	3,554	72	2.0	0.7
全給料表	2,214	9,440	261	2.0	0.8

(参考)

技能・労務職給料表	66	234	15	2.0	0.9
水道局企業職給料表	102	298	19	2.0	0.9
交通局企業職給料表	147	357	10	2.0	1.0

全給料表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	2,529	10,329	305	2.0	0.8
--------------------------------	-------	--------	-----	-----	-----

第4表 市職員の給料表別住居手当の支給状況

区分 給料表		借 家 ・ 借 間					配偶者の 居住する 借家・借間
		受給者数	手 当 月 額 11,000円以下 の受給者数	手 当 月 額 11,100円以上 28,000円未満 の受給者数	手 当 月 額 28,000円 の 受 給 者 数	受給者平均 手 当 月 額	
行政職給料表	人員(人) 構成比(%)	2,697 (100.0)	4 (0.1)	933 (34.6)	1,760 (65.3)	26,503 円	受給者人数 2 受給者平均 手 当 月 額 (円) 14,000
医療職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	5 (100.0)	— (—)	1 (20.0)	4 (80.0)	26,900	
医療職給料表(2)	人員(人) 構成比(%)	86 (100.0)	— (—)	20 (23.3)	66 (76.7)	27,355	
消防職給料表	人員(人) 構成比(%)	351 (100.0)	— (—)	117 (33.3)	234 (66.7)	26,730	
教育職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	76 (100.0)	— (—)	22 (28.9)	54 (71.1)	26,597	
教育職給料表(3)	人員(人) 構成比(%)	267 (100.0)	— (—)	100 (37.5)	167 (62.5)	26,697	
教育職給料表(4)	人員(人) 構成比(%)	2,469 (100.0)	7 (0.3)	854 (34.6)	1,608 (65.1)	26,511	
全 給 料 表	人員(人) 構成比(%)	5,951 (100.0)	11 (0.2)	2,047 (34.4)	3,893 (65.4)	26,542	

(参 考)

技能・労務職 給料表	人員(人) 構成比(%)	81 (100.0)	2 (2.5)	34 (42.0)	45 (55.6)	25,164	受給者人数 —
水道局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	191 (100.0)	— (—)	74 (38.7)	117 (61.3)	26,078	受給者平均 手 当 月 額 (円)
交通局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	229 (100.0)	1 (0.4)	86 (37.6)	142 (62.0)	26,198	—

全 給 料 表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	人員(人) 構成比(%)	6,452 (100.0)	14 (0.2)	2,241 (34.7)	4,197 (65.0)	26,499	受給者人数 2 受給者平均 手 当 月 額 (円) 14,000
-----------------------------------	-----------------	------------------	-------------	-----------------	-----------------	--------	---

第5表 市職員の給料表別管理職手当の支給状況

給料表	区分	受給者数	受給者 平均手当月額	全職員 平均手当月額
		人	円	円
行政職給料表		633	87,637	8,040
医療職給料表(1)		10	94,800	52,667
医療職給料表(2)		12	82,000	3,889
消防職給料表		53	86,981	4,249
教育職給料表(1)		12	62,967	3,135
教育職給料表(3)		25	61,540	2,210
教育職給料表(4)		449	54,733	3,767
全給料表		1,194	74,443	5,655

(参考)

技能・労務職給料表		—	—	—
水道局企業職給料表		37	85,189	6,958
交通局企業職給料表		25	84,880	4,161
全給料表 (技能・労務職給料表等を含めた場合)		1,256	74,967	5,532

第6表 市職員の給料表別通勤手当の支給状況

給料表		区分	交通機関 の 利用者数	交通用具 の 利用者数	交通機関等 と交通用具 の併用者数	計	通勤手当 受給者平均 手当月額
							円
行政職給料表	人員(人) 構成比(%)	5,076 (83.6)	527 (8.7)	468 (7.7)	6,071 (100.0)	13,007	
医療職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	14 (87.5)	1 (6.3)	1 (6.3)	16 (100.0)	14,107	
医療職給料表(2)	人員(人) 構成比(%)	183 (88.4)	7 (3.4)	17 (8.2)	207 (100.0)	12,366	
消防職給料表	人員(人) 構成比(%)	379 (39.4)	534 (55.5)	49 (5.1)	962 (100.0)	10,798	
教育職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	12 (5.4)	209 (94.1)	1 (0.5)	222 (100.0)	6,837	
教育職給料表(3)	人員(人) 構成比(%)	83 (13.4)	529 (85.5)	7 (1.1)	619 (100.0)	6,824	
教育職給料表(4)	人員(人) 構成比(%)	767 (13.7)	4,734 (84.8)	81 (1.5)	5,582 (100.0)	5,190	
全給料表	人員(人) 構成比(%)	6,514 (47.6)	6,541 (47.8)	624 (4.6)	13,679 (100.0)	9,274	

(参考)

技能・労務職 給料表	人員(人) 構成比(%)	56 (18.9)	235 (79.1)	6 (2.0)	297 (100.0)	6,622
水道局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	304 (74.3)	61 (14.9)	44 (10.8)	409 (100.0)	14,090
交通局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	354 (78.3)	59 (13.1)	39 (8.6)	452 (100.0)	13,704

全給料表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	人員(人) 構成比(%)	7,228 (48.7)	6,896 (46.5)	713 (4.8)	14,837 (100.0)	9,488
--------------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------	-------------------	-------

第7表 市職員の給料表別・級別・年齢別人員

行政職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18	34								34	0.5
19	39								39	0.6
20	58	1							59	0.9
21	59	1							60	0.9
22	42	134							176	2.6
23	25	194							219	3.2
24	7	191							198	2.9
25	5	209							214	3.1
26	4	190	8						202	2.9
27	4	155	20						179	2.6
28	1	177	38						216	3.1
29	5	142	63						210	3.0
30	1	122	82	5					210	3.0
31	1	81	115	15					212	3.1
32		59	139	24	2				224	3.2
33	2	27	99	44	5				177	2.6
34		11	118	57	12				198	2.9
35	3	13	108	73	32				229	3.3
36	1	9	79	66	23				178	2.6
37		8	80	76	36				200	2.9
38	1	5	60	62	50	1			179	2.6
39	1	3	41	56	48	1			150	2.2
40		3	35	49	51				138	2.0
41		4	26	58	69	2		1	160	2.3
42	1	2	7	58	63	5		1	137	2.0
43		1	13	71	75	8			168	2.4
44			12	74	97	11	1		195	2.8
45	1	1	9	55	85	16			167	2.4
46		2	5	53	84	20	1		165	2.4
47		2	3	68	98	26	1		198	2.9
48			8	44	90	32			174	2.5
49		1	3	52	95	28	6		185	2.7
50			7	48	66	34	6		161	2.3
51		2	5	43	82	39	13	1	185	2.7
52			3	49	81	31	13		177	2.6
53		1		36	60	29	10	4	140	2.0
54			3	46	70	34	14	5	172	2.5
55		1	1	29	50	32	17	5	135	2.0
56				40	55	38	12	5	150	2.2
57			2	30	44	30	8	5	119	1.7
58		1	1	32	41	33	14	3	125	1.8
59				16	33	21	9	6	85	1.2
60以上						1			1	0.01
計	295	1,753	1,193	1,429	1,597	472	125	36	6,900	100.0
構成比 %	4.3	25.4	17.3	20.7	23.1	6.8	1.8	0.5	100.0	

医療職給料表(1)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26	1					1	5.6
27							
28							
29							
30							
31							
32		1				1	5.6
33							
34		1				1	5.6
35							
36		1				1	5.6
37		1				1	5.6
38		1				1	5.6
39		1				1	5.6
40			1			1	5.6
41		1				1	5.6
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48			1			1	5.6
49							
50							
51							
52			1			1	5.6
53			1			1	5.6
54				2		2	11.1
55							
56							
57							
58				1		1	5.6
59				1		1	5.6
60以上					2	2	11.1
計	1	7	4	4	2	18	100.0
構成比%	5.6	38.9	22.2	22.2	11.1	100.0	

医療職給料表(2)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	%
18								
19								
20								
21								
22								
23		3					3	1.2
24		16					16	6.3
25		11					11	4.3
26		8					8	3.2
27		7					7	2.8
28		9					9	3.6
29		4	1				5	2.0
30		4	4				8	3.2
31		5	2				7	2.8
32		4	2				6	2.4
33		5	1				6	2.4
34		3	1				4	1.6
35		4	5				9	3.6
36		2	6				8	3.2
37		2	9				11	4.3
38		2	9	3			14	5.5
39		3	2	3			8	3.2
40			1	4			5	2.0
41				1			1	0.4
42			4	5			9	3.6
43				5	1		6	2.4
44				6	3		9	3.6
45				6	1		7	2.8
46				1	3		4	1.6
47				4	2		6	2.4
48				2	10		12	4.7
49				2	1		3	1.2
50				3	1		4	1.6
51				3	7	3	13	5.1
52			1	3	1		5	2.0
53				2	2	1	5	2.0
54					2	3	5	2.0
55					3	1	4	1.6
56				1	1		2	0.8
57				1	4		5	2.0
58					1	3	4	1.6
59				1	2	1	4	1.6
60以上								
計	—	92	48	56	45	12	253	100.0
構成比%	—	36.4	19.0	22.1	17.8	4.7	100.0	

消防職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18	8							8	0.7
19	8							8	0.7
20	11							11	1.0
21	22							22	2.0
22	34							34	3.1
23	29							29	2.7
24	34							34	3.1
25	43	1						44	4.1
26	36	1						37	3.4
27	30	2						32	2.9
28	25	6						31	2.9
29	18	16						34	3.1
30	19	19						38	3.5
31	8	27						35	3.2
32	6	34						40	3.7
33	3	29	1					33	3.0
34	1	20						21	1.9
35	1	21	14					36	3.3
36		17	13					30	2.8
37		11	13	1				25	2.3
38		10	18	6				34	3.1
39		7	22	3				32	2.9
40		6	21	9				36	3.3
41		1	15	7				23	2.1
42		2	13	11				26	2.4
43			8	7				15	1.4
44		4	7	9				20	1.8
45			14	8				22	2.0
46		1	15	12	1			29	2.7
47			8	13	2			23	2.1
48		2	5	11	2			20	1.8
49			9	10	1			20	1.8
50			7	4	4			15	1.4
51			9	11	1			21	1.9
52			6	8	2	1		17	1.6
53			8	6	4	1		19	1.8
54			6	3	2	1		12	1.1
55			11	5	3			19	1.8
56			14	11	4			29	2.7
57			14	4	4	2	1	25	2.3
58			7	7	6	4		24	2.2
59			7	8	4	3		22	2.0
60以上									
計	336	237	285	174	40	12	1	1,085	100.0
構成比 %	31.0	21.8	26.3	16.0	3.7	1.1	0.1	100.0	

教育職給料表(1)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22		2				2	0.8
23		1				1	0.4
24		5				5	2.1
25		1				1	0.4
26		2				2	0.8
27		5				5	2.1
28		3				3	1.2
29		8				8	3.3
30		4				4	1.7
31		3				3	1.2
32		3				3	1.2
33		6				6	2.5
34		4				4	1.7
35		3				3	1.2
36		6				6	2.5
37		11	1			12	5.0
38		7				7	2.9
39		4				4	1.7
40		6				6	2.5
41		7				7	2.9
42		6	2			8	3.3
43		5				5	2.1
44		5	1			6	2.5
45		4				4	1.7
46		9	1	1		11	4.6
47		11	1			12	5.0
48		4				4	1.7
49		7	1			8	3.3
50		10		1		11	4.6
51		7	1	2	1	11	4.6
52		8		1		9	3.7
53		12				12	5.0
54		4		1		5	2.1
55		7		1		8	3.3
56		6				6	2.5
57		7				7	2.9
58		8				8	3.3
59		10		1	3	14	5.8
60以上							
計	—	221	8	8	4	241	100.0
構成比%	—	91.7	3.3	3.3	1.7	100.0	

教育職給料表(3)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22		24				24	3.4
23		24				24	3.4
24		16				16	2.3
25		11				11	1.6
26		23				23	3.3
27		19				19	2.7
28		18				18	2.6
29		15				15	2.2
30		19				19	2.7
31		19				19	2.7
32		20	1			21	3.0
33		15				15	2.2
34		22				22	3.2
35		23				23	3.3
36		16				16	2.3
37		20				20	2.9
38		25				25	3.6
39		32	3			35	5.0
40		23	1			24	3.4
41		17	2			19	2.7
42		14	4	1		19	2.7
43		12	1			13	1.9
44		12	2	1		15	2.2
45		20	1	2		23	3.3
46		20		3		23	3.3
47		9				9	1.3
48		15	1	2		18	2.6
49		10	3	2		15	2.2
50		10	2	1		13	1.9
51		16				16	2.3
52		12	1		1	14	2.0
53		7	2	2		11	1.6
54		11			1	12	1.7
55		13	3		1	17	2.4
56		12		1		13	1.9
57		10				10	1.4
58		16	3	1	2	22	3.2
59		21			4	25	3.6
60以上							
計	—	641	30	16	9	696	100.0
構成比%	—	92.1	4.3	2.3	1.3	100.0	

教育職給料表(4)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20		1				1	0.0
21		1				1	0.0
22		186				186	2.9
23		249				249	3.8
24		219				219	3.4
25		185				185	2.8
26		235				235	3.6
27		201				201	3.1
28		288				288	4.4
29		243				243	3.7
30		234	1			235	3.6
31		247	1			248	3.8
32		189	1			190	2.9
33		193	1			194	3.0
34		231	5			236	3.6
35		229	4			233	3.6
36		216	11			227	3.5
37		216	5			221	3.4
38		184	8			192	2.9
39		155	7	8		170	2.6
40		189	12	8		209	3.2
41		161	11	6		178	2.7
42		155	19	7		181	2.8
43		137	17	19		173	2.7
44		114	9	12		135	2.1
45		117	19	19		155	2.4
46		113	12	18		143	2.2
47		99	15	18		132	2.0
48		78	9	15	2	104	1.6
49		97	6	16	7	126	1.9
50		71	8	18	7	104	1.6
51		67	9	23	3	102	1.6
52		55	7	14	4	80	1.2
53		40	2	16	10	68	1.0
54		59	2	5	7	73	1.1
55		65	3	12	17	97	1.5
56		73	8	10	24	115	1.8
57		85	4	10	21	120	1.8
58		75	6	13	40	134	2.1
59		95	6	11	29	141	2.2
60以上							
計	—	5,847	228	278	171	6,524	100.0
構成比%	—	89.6	3.5	4.3	2.6	100.0	

第8表 市職員の給料表別・級別・号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4		1						
5								1
6								
7	55	5						
8								
9								
10	48	33						
11	13	8	2					
12		38						
13	6		8					
14	54	12						
15	7	154	2					
16	1	13						
17	4	37	1					
18	51	106	1					1
19	2	34	23					
20	1	12						
21		54	11					1
22	9	89	6					
23	5	54	30					
24	1	17						
25		48	23					
26	7	110	25	6				1
27	3	42	33		2			2
28		16	2	1				2
29		53	8	1				2
30	1	62	59					1
31		13	50	21	5			3
32	1	16	4		1			
33		22	20	4			2	1
34	5	86	40	1	3	2	2	2
35	2	48	44	24	5		6	2
36		42	33		1	1	4	3
37		13	16	10	3		2	2
38	2	70	38	8		3	2	
39		48	42	34	4	1	7	2
40	1	20	38	8	12	1	6	
41		13	14	8	3	1	5	1
42	2	66	30	5	10	6	7	2
43		40	38	31	8	4	6	1
44		20	39	10	20	2	11	
45		8	18	27	9	1	4	2
46		42	33	7	6	4	3	1
47	2	28	26	27	8	10	2	
48		9	40	14	22	4	5	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
49		6	23	26	6	8	5	2
50		31	33	13	9	6	5	
51	3	13	12	13	16	10	4	1
52		8	36	26	36	13	10	
53		7	25	31	5	13	6	
54	2	14	14	13	17	6	1	
55		5	17	15	10	21	3	
56		11	26	25	35	19	3	
57		5	22	29	11	16	3	
58	1	9	23	19	15	16	2	
59	1	1	10	11	16	20	2	
60		6	21	17	40	19	2	
61			11	19	19	18	1	
62		2	3	18	8	18	1	
63		4	7	6	20	24		
64		6	13	15	32	26		
65			8	18	23	17	1	
66		2	6	15	15	10		
67	1	3	3	1	38	18		
68		1	4	10	36	11	2	
69			9	10	32	8		
70		2	6	17	16	13		
71		2	1	5	35	12		
72		3	5	26	22	5		
73	4	1	2	13	25	13		
74			5	15	25	3		
75			1	15	41	9		
76		1	2	27	30	4		
77			5	19	30	5		
78			3	11	23	7		
79		2	1	12	29	6		
80				22	33	6		
81		1	8	22	25	4		
82			5	13	11	3		
83			1	11	31	3		
84			1	21	25	3		
85			3	18	38	3		
86		1	1	9	13	1		
87		1		9	33	4		
88			2	6	18	2		
89		3	3	22	41	1		
90			2	15	17			
91				13	27	3		
92				13	13			
93			2	12	32	5		
94				8	19			
95				15	26			
96			1	14	16			
97			1	15	22			
98				25	12			
99				9	34			
100				18	14			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
101			1	8	18			
102			1	9	11			
103				6	25			
104				4	24			
105				15	19			
106				18	16			
107				9	12			
108				7	16			
109			7	10	21			
110				11	12			
111				12	12			
112				7	18			
113				14	7			
114				20	11			
115				8	6			
116				13	5			
117				8	6			
118				22	6			
119				8	3			
120				7	4			
121				9	2			
122				15				
123				13	2			
124				10				
125				99	4			
計	295	1,753	1,193	1,429	1,597	472	125	36
							総計	6,900

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下関係各表について同じ。)

医療職給料表(1)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20		1			
21					
22					
23					
24		1			
25	1				
26					
27					
28					
29			1		
30					
31					
32					1
33					
34					
35		2			
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42		1			
43					
44					
45		1			1
46					
47		1			
48					
49					
50					
51					
52			1	1	

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
53	人	人	人	人	人
54					
55					
56					
57					
58			1		
59					
60					
61			1	1	
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75				1	
76					
77				1	
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	1	7	4	4	2
				総計	18

医療職給料表(2)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22		5				
23		1				
24						
25						
26		9				
27		6	2			
28						
29						
30		9				
31			3			
32						
33						
34		9				
35		1				
36			4			
37						
38		7				
39						
40		2				
41						
42		5	2			
43						
44		5	2			
45						
46		2	3			
47			2			
48			3			
49			1			
50		5	4			
51			1			
52		2	4			1

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
53	人	人	人	人	人	人
54		3	2			
55		1				2
56			2	2		1
57		1		1		1
58		1	3			
59					1	
60			1			
61		1	2		1	2
62		1	1		2	
63				1	1	2
64		4		2	2	2
65		1	1	3		
66						1
67				1		
68		2	2	1	1	
69		2	2	2		
70						
71					2	
72						
73		2		2	2	
74				2		
75				1	3	
76						
77		2		1		
78				2	2	
79		1			4	
80					2	
81		2		3	3	
82				4	2	
83					2	
84				1		
85				2	2	
86				1	1	
87				1	3	
88				1		
89				2	1	
90				1		
91				2		
92						
93				1	1	
94					1	
95				1		
96				1	1	
97						
98						
99				1		
100					1	
101				1	1	
102				1		
103						
104						

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
105			1	1	1	
106				1		
107					1	
108				1	1	
109						
110				1		
111						
112				1		
113						
114				1		
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121				3		
計	—	92	48	56	45	12
					総計	253

消防職給料表

職務 の級 号給	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級							職務 の級 号給	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級							
	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人		
1								53								
2								54			3				1	
3								55	1		5	4	2			
4								56	5	13	12			1		
5	16							57		3	6	3				
6								58		8	2					
7								59	2		1	6				
8	5							60	4	7	16		1			
9	3							61	1	1	1	4	1			
10								62			5		1			
11		1						63		1		6	2			
12	13							64	1	4	21					
13								65	1			5	2			
14								66		3		3				
15								67			1	5	1			
16	20							68	1	1	9		1			
17	13							69				7	2			
18								70			1	1	3			
19		1						71			1	4	1			
20	10							72			6	1	6			
21	21							73				5	1			
22		1						74			4	2	4			
23		2						75			4	5	2			
24	20							76		1	8	2	2			
25	3							77			3	6				
26		4						78		1	1					
27	8	9						79			4	2	3			
28	25							80			6	3	2			
29	1							81		1	2	4				
30		8						82		2						
31	15	13						83			5	1				
32	27	1						84			1		1			
33	1							85			3	2				
34	1	12						86			2					
35	10	7						87			1	7				
36	19	8				1		88			2	1				
37		5				2		89		1	6	5				
38		3						90		1	1					
39	19	21						91		1	6	5				
40	2	14				1		92			6	2				
41	1	4						93			4	3				
42		2						94								
43	17	14				1		95			2	4				
44	8	9	1	1		2		96				3				
45		1						97		1	2	6				
46		2	1	8				98								
47	15	9	2			1	1	99			2					
48	12	10		2				100			3	2				
49		2						101			2	2				
50		3				1		102			2					
51	10	1	4	3	2			103				1				
52	5	17	14			1		104			4	1				

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
105				1			
106			2				
107				6			
108			1	1			
109			4	4			
110			2	1			
111				4			
112				4			
113			3	1			
114			4				
115			1	5			
116				3			
117			2	3			
118			5	2			
119				1			
120			2	1			
121			1				
122			9				
123							
124			3				
125			51				
計	336	237	285	174	40	12	1
						総計	1,085

教育職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					1
4					
5		2			
6					
7					
8		1			
9					
10					
11					
12		3			
13		1			
14		1			
15					
16					
17		2			
18					
19					
20					
21		1			
22					
23		1			
24		4			
25					
26		1			
27					
28		4			
29					
30					1
31					
32		7			
33					
34					2
35					
36		4			
37		1			
38					
39					
40		7			
41					
42		1			
43					
44		1			
45			1		
46		1			
47					
48		2		1	
49		2			
50		1			
51					
52		3			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
53	人	人	人	人	人
54		1			
55		2			
56			1		
57		1			
58		1	1		
59					
60		4			
61					
62		2			
63		1	1		
64		3			
65		1			
66		6		1	
67					
68		2		1	
69		1	1		
70		4			
71		2		1	
72				1	
73				1	
74		3		1	
75					
76		1			
77					
78		4			
79				1	
80		4	1		
81			1		
82		2			
83					
84		1			
85					
86		5			
87					
88		2			
89		1			
90		4			
91					
92		1			
93					
94		4			
95		1	1		
96		1			
97					
98		4			
99		1			
100		1			
101					
102		3			
103					
104					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105					
106		3			
107					
108		1			
109		1			
110		4			
111					
112		1			
113					
114		2			
115		1			
116		2			
117		1			
118		3			
119		2			
120		1			
121					
122		4			
123					
124		1			
125		1			
126					
127		2			
128		1			
129		1			
130		1			
131		3			
132		1			
133		2			
134		1			
135		3			
136		1			
137		1			
138		4			
139		1			
140		3			
141		1			
142		9			
143		2			
144		3			
145		7			
146		7			
147		6			
148		3			
149		1			
150		1			
151		1			
152					
153		2			
154					
155					
156					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	—	221	8	8	4
				総計	241

教育職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		27			
6					
7					
8		21			
9		3			
10					
11		1			
12		13			
13					
14					
15					
16		10			
17		4			
18		1			
19					
20		17	1		
21		2			
22					
23		1			
24		21			1
25		4			
26					
27		2			
28		15			
29		1		1	1
30					
31		2			1
32		20			
33		1			1
34		2			1
35		2			1
36		14		1	
37		5			
38					
39				1	
40		18		1	
41		1			1
42		2			
43		2		1	
44		15	2	2	
45		2	1	1	1
46		1			
47					
48		17	1		1
49		1	1		
50					
51		3		1	
52		16		1	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53		2			
54		3		1	
55		2			
56		21			
57		2			
58		3	1		
59			1		
60		10	2	1	
61		2	1	1	
62		6	1		
63		2	1		
64		16			
65		3	1		
66		2		1	
67		2	1		
68		16			
69		3		1	
70		12			
71		1	1		
72		20			
73		4			
74		4			
75		4			
76		4			
77		2			
78		3			
79		3			
80		8			
81		2			
82		5			
83		3			
84		8			
85		2	2		
86		4	1		
87		2	1		
88		8			
89		7		1	
90		4	1		
91		2	1		
92					
93		5			
94		1			
95		4			
96		8			
97		5	1		
98		1			
99					
100		4	1		
101		3	1		
102		4			
103		3			
104		7			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105		1	1		
106					
107		3	1		
108		3			
109		3			
110			2		
111		3			
112		4			
113		2			
114					
115		1			
116		1	1		
117		2			
118		1			
119		2			
120		2			
121		2			
122					
123		2			
124		5			
125		2			
126		3			
127		3			
128		1			
129		2			
130		2			
131		3			
132		2			
133		7			
134		7			
135		8			
136		6			
137		5			
138		7			
139		4			
140		5			
141		6			
142		2			
143		5			
144		1			
145					
146					
147		1			
148					
149					
150					
151					
152					
153		3			
154					
155					
156					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	—	641	30	16	9
				総計	696

教育職給料表(4)

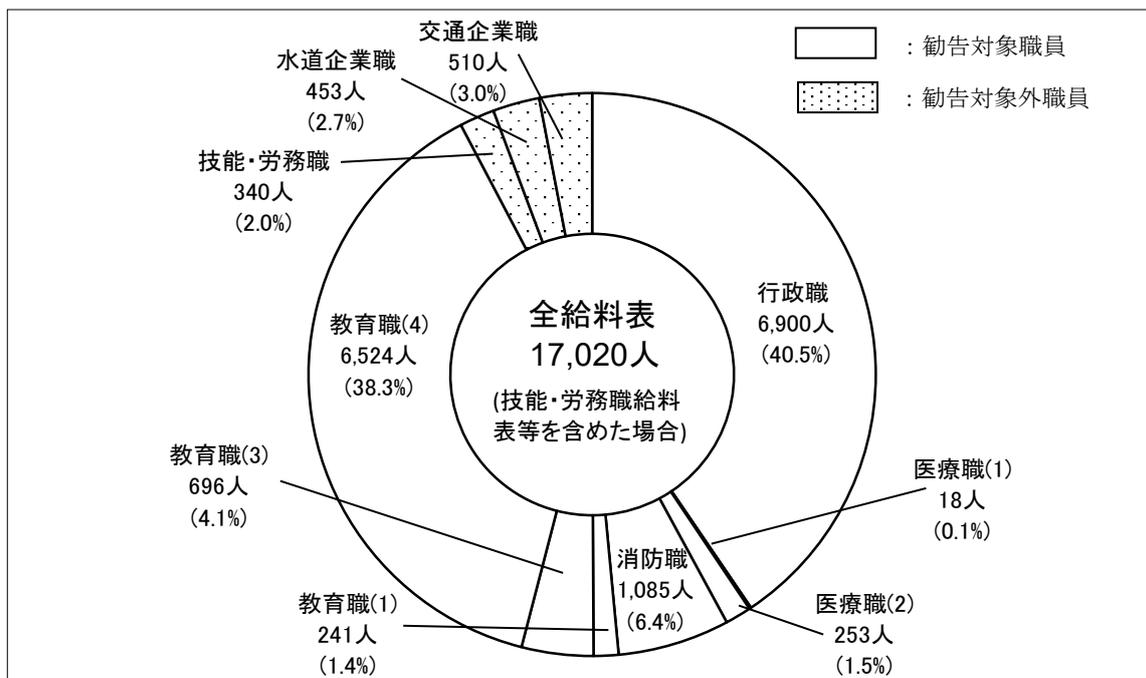
号給	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					1
5					
6					1
7		1			
8					
9					1
10		1			1
11					
12			1		
13					
14		2			2
15		1			1
16			1		1
17		200			6
18		3			2
19		2			2
20		233			2
21		32	2		7
22		2			8
23		5			9
24		186			16
25		21			8
26		3	1		6
27		3	1	1	9
28		160	1		8
29		36	2	1	4
30		2	2	2	7
31		3	1	1	14
32		207	3	1	6
33		25	2	2	4
34		4	1	1	6
35		6	1	3	4
36		204	4	2	3
37		18	2	1	3
38		6	1	1	8
39		7	1	1	2
40		278		4	8
41		12		5	3
42		10	2	2	1
43		12	1	3	3
44		226	2	1	3
45		14	7	3	
46		9	3	2	1
47		9	1	3	
48		194	3	2	
49		12	3	4	
50		23	4		
51		10	1	5	
52		197	1	3	

号給	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53		13	6	8	
54		18	2	1	
55		17	4	7	
56		163	5	2	
57		7	2	5	
58		34	1	7	
59		18	4	8	
60		189	2	7	
61		8	9	4	
62		29	4	7	
63		18	5	7	
64		163	6	3	
65		10	5	7	
66		39	4	2	
67		21	6	7	
68		169	1	4	
69		15	8	3	
70		41	6	8	
71		27	6	3	
72		129	5	3	
73		18	6	11	
74		55	4	4	
75		20	1	8	
76		124	1	10	
77		19	2	4	
78		38	3	9	
79		27	3	6	
80		114	6	3	
81		17	3	4	
82		30	2	6	
83		23	5	5	
84		105	1	3	
85		21	3	2	
86		55		7	
87		32	1	4	
88		89	1	1	
89		19	2	3	
90		35	3	1	
91		31	3	3	
92		82	2	4	
93		23	2	4	
94		35			
95		20	1		
96		59	1	4	
97		19	2	4	
98		33		1	
99		33	2		
100		53	1	2	
101		32		3	
102		23		1	
103		30		3	
104		45	2	1	

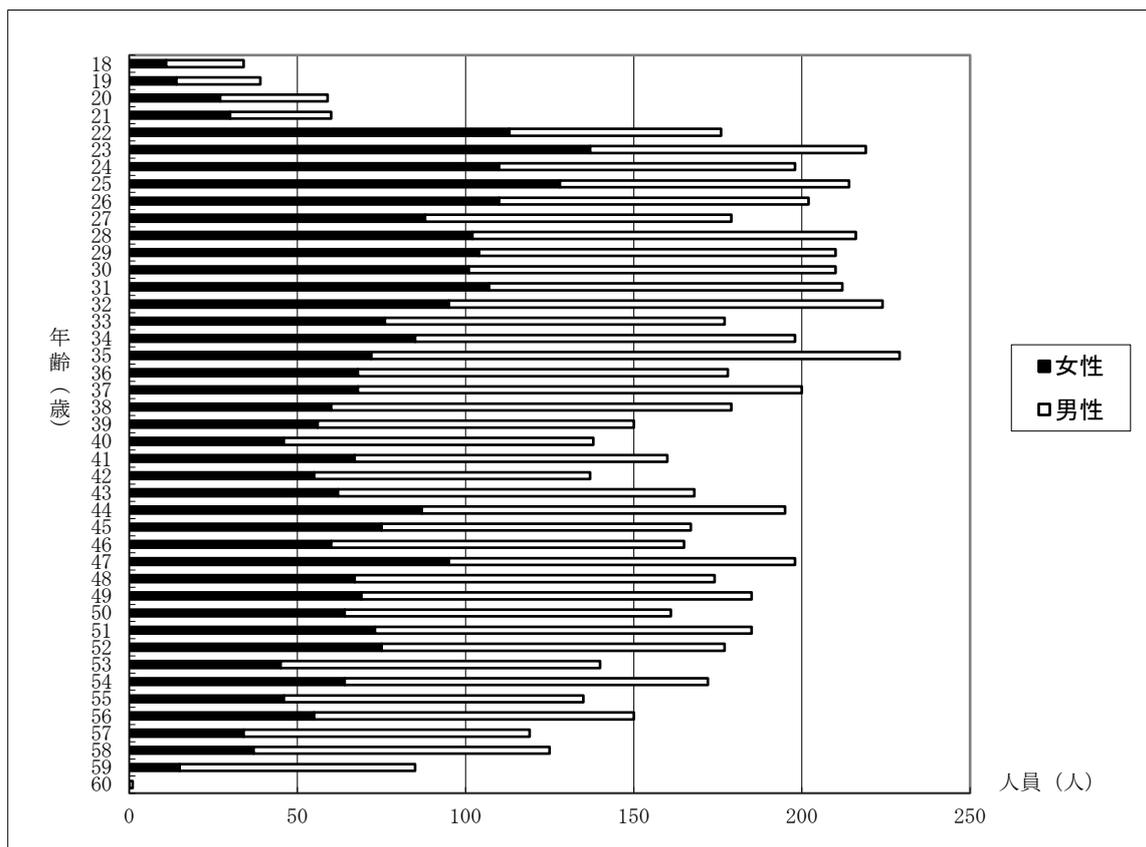
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105		23	1		
106		29	2		
107		29	1		
108		34			
109		25	2		
110		17			
111		16			
112		35	3		
113		18	5		
114		21	3		
115		19			
116		28			
117		16	1		
118		25			
119		14	1		
120		22			
121		11			
122		19			
123		12			
124		15			
125		9			
126		10			
127		12			
128		6			
129		8			
130		8			
131		10			
132		11			
133		4			
134		6			
135		10			
136		16			
137		9			
138		8			
139		4			
140		9			
141		7			
142		6			
143		12			
144		23			
145		15			
146		36			
147		32			
148		35			
149		33			
150		41			
151		35			
152		39			
153		31			
154		11			
155		27			
156		10			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157		3			
158		2			
159		2			
160		1			
161					
162		1			
163					
164					
165		11			
計	—	5,847	228	278	171
				総計	6,524

第9表 市職員の給料表別職員数



第10表 行政職給料表適用職員の年齢別男女分布



第11表 任期付職員の給料表別人員

1 特定任期付職員

給料表	人員
特定任期付職員給料表	3人
計	3

2 一般任期付職員

給料表	人員
行政職給料表	1人
計	1

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、市職員の給与を検討するため、令和6年4月現在の福岡市内における民間給与の実態を調査したものである。

(調査期間 令和6年4月22日(月)～令和6年6月14日(金))

2 調査機関

人事院、全国の人事委員会及び本委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所
980事業所

(2) 調査対象職種

76職種(事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種)

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を、組織、企業規模、産業により19層に層化し、これらの層から196事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完了した事業所は第12表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集計

(1) 調査実人員は、行政職に相当する職種が7,549人(初任給関係 521人、初任給関係以外 7,028人)であり、その他の職種が705人(初任給関係 1人、初任給関係以外 704人)である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は57,218人であり、このうち、行政職に相当するものは45,887人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 158	事業所 50	事業所 25	事業所 29	事業所 42	事業所 12
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-
鉱 業、採石業、砂利採取業	17	6	1	3	4	3
製 造 業	17	9	3	1	4	-
電 気・ガス・熱供給・水道業	49	15	10	8	14	2
情 報 通 信 業						
運 輸 業、郵 便 業						
卸 売 業、小 売 業	27	2	3	8	11	3
金 融 業、保 険 業	13	9	1	-	3	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業						
教 育、学 習 支 援 業	35	9	7	9	6	4
医 療、福 祉 業						
サ ー ビ ス 業						

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が34所あった。
- 2 調査対象事業所196所から、企業規模、事業所規模が調査対象外であること等が判明した事業所4所を除いた192所に占める調査完了事業所158所の割合（調査完了率）は、82.3%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		全規模	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員 ・技術者計	大 学 卒	円 217,991	円 221,579	円 213,481	円 223,291
	短 大 卒	190,020	199,175	185,389	※ 212,000
	高 校 卒	187,854	181,238	199,701	※ 191,000
新卒事務員	大 学 卒	215,410	218,934	210,882	※ 218,200
	短 大 卒	182,369	※ 201,161	178,813	-
	高 校 卒	180,914	182,942	※ 168,595	-
新卒技術者	大 学 卒	224,344	229,601	219,168	※ 227,533
	短 大 卒	206,066	※ 197,934	※ 216,201	※ 212,000
	高 校 卒	194,401	177,671	207,886	※ 191,000

(注) 1 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。

(注) 2 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

備考 本市行政事務・技術職員における、地域手当を含む初任給は、福岡市職員採用試験の試験区分毎に、上級（大学卒程度）215,820 円、中級（短大卒程度）194,590 円、初級（高校卒程度）183,260 円である。

第14表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分 平均支給額			備考	対応級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政職8級 100人以上500人未満は行政職7級 50人以上100人未満は行政職6級
大学卒	16	53.6	745,312	11,474	733,838		
短大卒	11	53.5	796,853	16,478	780,375		
高校卒	2	55.1	546,833	149	546,684		
中学卒	3	52.6	694,922	63	694,859		
事務部長	286	52.5	730,456	3,129	727,327	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政職7級 50人以上500人未満は行政職6級
大学卒	229	52.5	747,535	3,751	743,784		
短大卒	23	52.2	646,300	43	646,257		
高校卒	34	52.9	674,048	1,092	672,956		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	62	51.0	674,564	8,551	666,013	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	41	50.2	708,586	11,358	697,228		
短大卒	10	54.8	630,068	-	630,068		
高校卒	11	50.5	565,182	4,342	560,840		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	614	48.7	598,957	14,428	584,529	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	企業規模が 500人以上は行政職6級 50人以上500人未満は行政職5級
大学卒	454	48.0	616,331	12,797	603,534		
短大卒	60	50.2	536,672	20,259	516,413		
高校卒	98	51.9	551,276	19,351	531,925		
中学卒	2	40.8	436,042	2,153	433,889		
事務課長代理	190	47.9	567,961	40,363	527,598	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	企業規模が 500人以上は行政職4級、5級 50人以上500人未満は行政職4級
大学卒	134	47.2	577,336	38,037	539,299		
短大卒	24	51.5	554,039	45,414	508,625		
高校卒	28	48.3	540,500	46,192	494,308		
中学卒	4	49.5	516,241	50,815	465,426		
事務係長	647	44.0	466,851	50,626	416,225	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	390	41.8	475,112	56,350	418,762		
短大卒	76	48.1	426,583	45,673	380,910		
高校卒	179	47.0	465,524	40,895	424,629		
中学卒	2	44.1	318,539	42,777	275,762		
事務主任	560	41.5	403,064	51,248	351,816	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部は4級、5級)
大学卒	374	39.0	420,301	56,631	363,670		
短大卒	95	46.3	363,661	34,446	329,215		
高校卒	91	46.9	373,637	47,272	326,365		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,979	35.9	350,677	44,029	306,648		行政職1級、2級
大学卒	1,298	32.9	355,137	47,314	307,823		
短大卒	286	41.1	343,465	36,019	307,446		
高校卒	390	42.2	340,089	38,242	301,847		
中学卒	5	50.2	383,323	66,749	316,574		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分 平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)		
工場長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職8級 100人以上500人未 満は行政職7級 50人以上100人未 満は行政職6級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	130	53.1	693,102	4,090	689,012	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職7級 50人以上500人未 満は行政職6級
大学卒	100	53.1	694,992	5,290	689,702		
短大卒	15	51.0	747,997	153	747,844		
高校卒	15	55.4	617,035	-	617,035		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	43	50.5	676,392	536	675,856	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	33	50.4	692,294	608	691,686		
短大卒	4	51.6	611,475	-	611,475		
高校卒	6	51.0	599,892	414	599,478		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	335	49.6	638,036	16,930	621,106	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	企業規模が 500人以上は行政 職6級 50人以上500人未 満は行政職5級
大学卒	245	49.3	656,842	12,131	644,711		
短大卒	26	47.7	555,193	19,113	536,080		
高校卒	64	51.7	586,452	37,689	548,763		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	83	46.4	536,456	35,941	500,515	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	企業規模が 500人以上は行政 職4級、5級 50人以上500人未 満は行政職4級
大学卒	62	46.0	545,837	41,281	504,556		
短大卒	10	45.6	543,402	36,398	507,004		
高校卒	11	49.2	480,059	6,979	473,080		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	348	46.7	555,584	99,829	455,755	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	210	46.2	562,132	106,629	455,503		
短大卒	29	47.9	550,532	93,332	457,200		
高校卒	108	47.8	536,177	79,188	456,989		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	429	44.7	476,347	83,567	392,780	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長代理 以上に直属し、部下を有 する者 係長等のいない事業所にお いて、 職能資格等が上記主任と 同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部 は4級、5級)
大学卒	278	44.0	483,889	91,381	392,508		
短大卒	25	47.4	489,052	78,187	410,865		
高校卒	124	45.6	456,038	65,978	390,060		
中学卒	2	51.0	399,486	65,986	333,500		
技術係員	1,305	32.4	365,510	62,850	302,660		行政職1級、2級
大学卒	872	31.2	359,956	62,304	297,652		
短大卒	129	37.8	404,799	70,739	334,060		
高校卒	304	34.6	369,046	61,315	307,731		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

2 企業規模 500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職8級
大 学 卒	16	53.6	745,312	11,474	733,838		
短 大 卒	11	53.5	796,853	16,478	780,375		
高 校 卒	2	55.1	546,833	149	546,684		
中 学 卒	3	52.6	694,922	63	694,859		
事務部長	242	52.6	750,138	3,186	746,952	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	200	52.5	763,522	3,887	759,635		
短 大 卒	15	53.0	670,077	-	670,077		
高 校 卒	27	53.1	702,717	100	702,617		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	47	51.0	727,197	10,658	716,539	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	31	49.8	768,186	15,084	753,102		
短 大 卒	10	54.8	630,068	-	630,068		
高 校 卒	6	51.9	634,423	1,005	633,418		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	492	48.9	616,786	12,969	603,817	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職6級
大 学 卒	366	48.1	636,364	11,908	624,456		
短 大 卒	46	49.9	542,636	22,051	520,585		
高 校 卒	79	52.4	559,735	13,618	546,117		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
事務課長代理	170	47.9	572,497	40,050	532,447	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級、5級
大 学 卒	122	47.3	582,996	39,106	543,890		
短 大 卒	21	51.6	538,431	24,995	513,436		
高 校 卒	23	48.0	553,838	56,133	497,705		
中 学 卒	4	49.5	516,241	50,815	465,426		
事務係長	521	44.0	488,151	54,623	433,528	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	316	41.9	496,573	61,162	435,411		
短 大 卒	51	48.7	460,080	50,615	409,465		
高 校 卒	152	46.8	480,772	43,364	437,408		
中 学 卒	2	44.1	318,539	42,777	275,762		
事務主任	454	41.7	417,885	55,025	362,860	係長等のいる事業所におけ る主任係長等のいない事業 所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部下 を有する者係長等のいない 事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認め られる主任中間職（係長－ 係員間）	行政職3級（一部は4級、5級）
大 学 卒	320	39.1	429,187	58,744	370,443		
短 大 卒	69	47.2	383,143	35,696	347,447		
高 校 卒	65	48.9	398,941	57,909	341,032		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,577	36.2	362,111	46,701	315,410		行政職1級、2級
大 学 卒	1,044	33.1	365,849	49,878	315,971		
短 大 卒	213	42.4	364,081	40,622	323,459		
高 校 卒	316	42.4	347,658	39,642	308,016		
中 学 卒	4	51.5	385,817	65,923	319,894		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

2 企業規模 500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	X	X	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職8級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	101	53.6	736,733	4,463	732,270	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大学卒	81	53.5	738,333	5,524	732,809		
短大卒	9	52.6	839,442	253	839,189		
高校卒	11	54.9	628,086	-	628,086		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	34	51.3	739,741	593	739,148	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	25	51.2	767,510	676	766,834		
短大卒	3	53.1	679,607	-	679,607		
高校卒	6	51.0	599,892	414	599,478		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	293	49.7	660,801	17,785	643,016	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職6級
大学卒	223	49.3	674,338	12,922	661,416		
短大卒	19	50.7	604,370	26,892	577,478		
高校卒	51	51.3	610,073	40,012	570,061		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	62	47.2	592,122	39,139	552,983	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有 する者職能資格等が上記 課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代 理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級、5級
大学卒	49	46.8	594,184	43,831	550,353		
短大卒	6	46.9	592,025	30,677	561,348		
高校卒	7	50.3	575,350	9,743	565,607		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	302	46.7	574,552	107,968	466,584	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	188	46.4	579,143	113,683	465,460		
短大卒	26	47.7	566,763	99,585	467,178		
高校卒	88	47.1	560,112	89,594	470,518		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	365	45.2	493,388	91,617	401,771	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が 上記主任と同等と認めら れる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部は4級、5級)
大学卒	256	44.3	495,260	96,859	398,401		
短大卒	23	47.8	496,793	82,328	414,465		
高校卒	86	47.2	486,801	78,681	408,120		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	892	33.3	390,608	75,533	315,075		行政職1級、2級
大学卒	575	32.2	387,622	76,938	310,684		
短大卒	99	38.8	429,404	77,621	351,783		
高校卒	218	34.7	382,695	69,070	313,625		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

3 企業規模 100人以上 500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	41	52.8	647,163	831	646,332	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大学卒	28	53.1	666,794	90	666,704		
短大卒	7	51.9	628,073	165	627,908		
高校卒	6	52.2	543,169	6,386	536,783		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	15	50.7	521,605	2,429	519,176	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	10	51.5	529,138	141	528,997		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	5	49.2	505,900	7,200	498,700		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	117	48.1	521,278	19,060	502,218	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	85	47.4	520,563	15,040	505,523		
短大卒	14	51.0	516,131	14,087	502,044		
高校卒	17	49.5	536,209	44,187	492,022		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務課長代理	20	47.5	529,539	43,016	486,523	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級
大学卒	12	45.8	519,268	27,064	492,204		
短大卒	3	50.7	656,268	179,152	477,116		
高校卒	5	49.6	478,518	-	478,518		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	115	44.0	365,155	31,938	333,217	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	65	40.9	372,178	35,004	337,174		
短大卒	24	46.8	365,150	36,810	328,340		
高校卒	26	48.9	346,865	18,799	328,066		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	97	41.3	332,717	31,893	300,824	係長等のいる事業所におけ る主任係長等のいない事業 所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部 下を有する者係長等のい ない事業所において、職 能資格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部 は4級)
大学卒	50	38.9	358,501	41,789	316,712		
短大卒	23	45.4	308,001	24,405	283,596		
高校卒	24	41.7	305,858	19,316	286,542		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	323	34.2	282,778	26,184	256,594		行政職1級、2級
大学卒	200	31.3	284,400	26,430	257,970		
短大卒	58	36.7	273,077	21,751	251,326		
高校卒	64	40.6	286,270	29,214	257,056		
中学卒	X	X	X	X	X		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

3 企業規模 100人以上 500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	22	52.8	556,835	3,874	552,961	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大学卒	16	52.6	514,936	5,252	509,684		
短大卒	3	52.2	730,486	-	730,486		
高校卒	3	55.0	612,117	-	612,117		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	6	46.0	491,970	585	491,385	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	6	46.0	491,970	585	491,385		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	36	49.9	479,702	9,991	469,711	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	22	49.2	468,832	3,635	465,197		
短大卒	3	43.6	491,389	-	491,389		
高校卒	11	53.1	500,057	26,391	473,666		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	17	45.0	435,562	28,174	407,388	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有す る者職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級 専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級
大学卒	11	44.7	424,854	28,562	396,292		
短大卒	4	44.2	484,630	43,312	441,318		
高校卒	2	47.2	416,160	5,807	410,353		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	34	47.6	406,883	30,091	376,792	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	18	45.2	391,517	35,616	355,901		
短大卒	2	43.4	438,463	49,801	388,662		
高校卒	14	52.5	432,013	18,043	413,970		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	50	41.6	347,560	17,314	330,246	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長代理 以上に直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業所にお いて、 職能資格等が上記主任と 同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部 は4級)
大学卒	22	40.5	346,028	24,963	321,065		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	27	42.8	344,798	9,076	335,722		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	370	30.4	297,032	28,684	268,348		行政職1級、2級
大学卒	272	28.8	288,255	25,445	262,810		
短大卒	26	34.6	312,581	43,650	268,931		
高校卒	72	36.3	331,594	37,803	293,791		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

4 企業規模 50人以上 100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部長	3	46.7	520,000	26,667	493,333	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大 学 卒	X	X	X	X	X		
短 大 卒	X	X	X	X	X		
高 校 卒	X	X	X	X	X		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	-	-	-	-	-	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	5	43.2	367,400	64,000	303,400	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大 学 卒	3	37.3	377,333	66,667	310,666		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	2	52.0	352,500	60,000	292,500		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長代理	-	-	-	-	-	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する者又は課長 に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等 と認められる課長代理及び課長代 理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係長	11	45.2	388,209	32,563	355,646	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	9	44.8	377,858	24,669	353,189		
短 大 卒	X	X	X	X	X		
高 校 卒	X	X	X	X	X		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務主任	9	36.3	377,363	57,197	320,166	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主 任のうち、課長代理以上に直属 し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、 職能資格等が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職3級（一部 は4級）
大 学 卒	4	35.3	415,421	56,874	358,547		
短 大 卒	3	34.0	357,022	79,289	277,733		
高 校 卒	2	42.0	331,756	24,706	307,050		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	79	34.8	314,388	42,249	272,139		行政職1級、2級
大 学 卒	54	33.3	326,680	52,443	274,237		
短 大 卒	15	34.7	256,008	11,328	244,680		
高 校 卒	10	43.2	334,334	32,474	301,860		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

4 企業規模 50人以上 100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	-	-	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	7	47.7	489,886	-	489,886	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	3	45.3	456,067	-	456,067		
短大卒	3	45.7	510,333	-	510,333		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	3	51.7	462,933	-	462,933	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	2	53.0	449,900	-	449,900		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術課長	6	43.3	433,496	14,919	418,577	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	4	38.5	402,493	993	401,500		
高校卒	2	53.0	495,500	42,770	452,730		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	4	44.5	413,333	37,218	376,115	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級
大学卒	2	39.5	450,930	71,330	379,600		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	49.5	375,735	3,105	372,630		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術係長	12	43.6	399,179	50,458	348,721	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	4	33.0	327,373	10,760	316,613		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	6	47.8	442,965	70,965	372,000		
中学校卒	X	X	X	X	X		
技術主任	14	38.4	385,121	60,100	325,021	係長等のいる事業所にお ける主任係長等のいない事 業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部 下を有する者係長等のい ない事業所において、職 能資格等が上記主任と同等 と認められる主任中間職 (係長-係員間)	行政職3級(一部は4級)
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	11	36.5	395,357	64,493	330,864		
中学校卒	2	51.0	399,486	65,986	333,500		
技術係員	43	26.5	323,205	36,977	286,228		行政職1級、2級
大学卒	25	27.0	315,942	24,631	291,311		
短大卒	4	31.3	335,746	60,746	275,000		
高校卒	14	24.1	332,590	52,233	280,357		
中学校卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分 平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
技能・労務関係職種	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
電話交換手	-	-	-	-	-		
自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-		
守衛	3	54.0	314,724	46,091	268,633		
用務員	4	49.4	344,990	-	344,990		
海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	-	-	-	-	航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	
		運航士	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	
	甲板員・機関員	-	-	-	-		
	近 海	船長・機関長	-	-	-	-	北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	
甲板員・機関員		-	-	-	-		
沿 海 ・ 平 水	船長・機関長	14	51.6	592,905	-	592,905	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
	一等航海士・機関士	14	43.4	479,383	33,068	446,315	
	二等航海士・機関士	5	42.8	435,511	21,522	413,989	
	三等航海士・機関士	4	39.0	431,595	16,556	415,039	
	甲板長・操機長	5	50.4	511,348	30,983	480,365	
	甲板手・操機手	8	41.3	416,221	23,615	392,606	
	甲板員・機関員	7	25.3	285,037	11,409	273,628	

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

その2 公民給与比較の対象外職種（つづき）

企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分 平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
		人 歳	円	円	円	
教育関係	大学学長	2 69.0	1,378,842	-	1,378,842	
	大学副学長	8 61.1	1,230,291	-	1,230,291	
	大学学部長	13 56.6	878,351	-	878,351	
	大学教授	112 57.3	922,735	88	922,647	
	大学准教授	88 46.9	749,841	19,551	730,290	
	大学講師	80 43.4	619,100	40,316	578,784	
	大学助教	70 38.9	703,210	114,948	588,262	
職種	高等学校校長	2 57.5	683,150	-	683,150	
	高等学校教頭	3 50.7	564,473	6,773	557,700	
	高等学校主幹教諭	- -	-	-	-	
	高等学校指導教諭	X X	X	X	X	
	高等学校教諭	21 47.7	462,150	-	462,150	
研究関係	研究所長	- -	-	-	-	〔構成員50以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究部(課)長	- -	-	-	-	
	研究室(係)長	- -	-	-	-	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	- -	-	-	-	〔下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。) 〔
	研究員	- -	-	-	-	
	研究補助員	- -	-	-	-	
医療関係	病院長	X X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 〔上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	副院長	3 63.0	1,031,467	150,044	881,423	
	医科長	12 56.4	1,476,249	127,832	1,348,417	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	41 38.7	1,010,476	119,957	890,519	
	歯科医師	- -	-	-	-	
	薬局長	2 58.0	537,540	-	537,540	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	14 33.7	353,784	31,046	322,738	
	診療放射線技師	18 44.3	452,315	53,799	398,516	
	臨床検査技師	18 38.5	414,125	40,433	373,692	
	栄養士	9 38.3	370,489	39,984	330,505	
	理学療法士	14 36.9	371,761	18,452	353,309	
	作業療法士	14 37.1	331,142	4,071	327,071	
	総看護師長	2 56.0	521,565	-	521,565	部下に看護師長5人以上
看護師長	16 50.3	497,683	17,737	479,946	部下に看護師又は准看護師5人以上	
看護師	60 40.8	394,790	36,796	357,994		
准看護師	16 47.9	246,470	101	246,369		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

第15表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	78.0 %	(74.5) %	(25.5) %	(-) %	22.0 %
	500人以上	89.4	(81.2)	(18.8)	(-)	10.6
	100人以上 500人未満	68.9	(61.0)	(39.0)	(-)	31.1
	50人以上 100人未満	33.3	(50.0)	(50.0)	(-)	66.7
高校卒	計	46.5	(77.3)	(22.7)	(-)	53.5
	500人以上	62.9	(83.6)	(16.4)	(-)	37.1
	100人以上 500人未満	23.6	(50.5)	(49.5)	(-)	76.4
	50人以上 100人未満	16.7	(50.0)	(50.0)	(-)	83.3

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
 3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

第16表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支給の有無		割合
家族手当制度がある		82.5%
配偶者に家族手当を支給する		67.4%
子に家族手当を支給する		81.0%
家族手当制度がない		17.5%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	15,112円
	配偶者と子1人	22,128円
	配偶者と子2人	29,286円
	子1人	11,921円
	子2人	22,403円
	子3人	33,173円

- (注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	23.8%
税制及び社会保障費制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動 向等によっては、見直すことを検討	18.5%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	57.7%

(注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第17表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
99.3%	(43.3%)	(5.4%)	(45.9%)	(4.6%)	0.7%

(注) () 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する					特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
69.5%	(49.8%)	(10.5%)	(19.9%)	(19.9%)	30.5%

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第18表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	392,468 円
	上半期 (A2)	393,642 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	881,404 円
	上半期 (B2)	924,063 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.25 月分
	上半期 (B2/A2)	2.35 月分
	計	4.60 月分

- (注) 1 下半期とは、令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは、令和6年2月から7月までの期間をいう。
- 2 平均所定内給与月額とは、毎月きまって支給する給与の支給総額から時間外勤務手当総額を除いたものである。
- 3 特別給の対象従業員は、月例給の場合と異なり、市職員と同種（行政職に類似すると認められる職種）・同等（役職段階、学歴及び年齢が同等）の者以外も含まれている。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課長級		部長級（非役員）	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
計	% 53.8	% 46.2	% 51.8	% 48.2	% 50.6	% 49.4
500人以上	55.3	44.7	51.1	48.9	49.2	50.8
100人以上500人未満	56.6	43.4	55.9	44.1	56.1	43.9
50人以上100人未満	35.2	64.8	41.3	58.7	41.3	58.7

第20表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	73.3	26.7	0.0
%	%	%	%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課長級		78.5	58.1	21.5
非管理職		65.8	51.3	34.2
		%	%	%

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第22表において同じ)。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
69.1	67.6
%	%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 そ の 他

第23表 物価及び生計費

項目 年月	物価			生計費						
	①消費者物価指数 (総務省「消費者物価指数」)			②消費支出(二人以上の世帯) (総務省「家計調査」)						
	全国	大都市	福岡市	全国		大都市		福岡市		
	前年比・ 前年同月比 (%)			金額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	金額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	金額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	
令和4年	2.5	2.5	2.1	290.9	4.2	301.5	2.8	286.3	0.3	
令和5年	3.2	3.2	3.3	294.0	1.1	312.6	3.7	309.0	7.9	
令和5年	1月	4.3	4.4	4.2	301.6	4.8	314.7	6.2	293.5	0.3
	2月	3.3	3.4	3.3	272.2	5.6	283.2	8.6	275.8	7.7
	3月	3.2	3.3	3.4	312.8	1.8	321.0	2.2	299.1	2.8
	4月	3.5	3.5	3.5	303.1	△ 0.5	330.1	4.9	329.4	16.2
	5月	3.2	3.2	3.2	286.4	△ 0.4	299.2	0.6	345.5	33.4
	6月	3.3	3.3	2.6	275.5	△ 0.5	287.9	2.6	289.6	12.2
	7月	3.3	3.2	3.1	281.7	△ 1.3	303.6	4.2	287.3	0.3
	8月	3.2	3.1	3.3	293.2	1.1	318.1	9.4	315.3	9.5
	9月	3.0	3.0	3.9	283.0	0.7	303.2	0.5	334.8	16.8
	10月	3.3	3.3	4.0	302.0	1.3	330.9	5.8	312.1	△ 3.6
	11月	2.8	2.7	2.8	286.9	0.3	306.1	△ 1.0	314.9	8.5
	12月	2.6	2.4	2.7	329.5	0.4	353.1	1.4	310.5	△ 2.9
令和6年	1月	2.2	2.0	2.3	289.5	△ 4.0	317.5	0.9	274.5	△ 6.5
	2月	2.8	2.7	3.1	279.9	2.8	305.0	7.7	284.9	3.3
	3月	2.7	2.6	2.9	318.7	1.9	350.6	9.2	298.2	△ 0.3
	4月	2.5	2.4	3.0	313.3	3.4	343.6	4.1	320.4	△ 2.8

- (注) 1 ①の前年比・前年同月比については、令和2年平均=100とした指数を基礎としている。
 2 ②の調査世帯について、令和6年4月現在、世帯数は、全国7,199世帯、大都市2,117世帯、福岡市84世帯であり、世帯人員は、全国2.88人、大都市2.90人、福岡市3.00人であり、有業人員は、全国1.33人、大都市1.34人、福岡市1.10人であり、世帯主平均年齢は、全国60.4歳、大都市60.1歳、福岡市59.2歳である。
 3 ①及び②における大都市とは、政令指定都市及び東京都特別区部である。

給与勧告の流れ

福岡市人事委員会では、本市職員と市内民間事業所の従業員の4月分の給与額を調査した上で、これらを精密に比較し、本市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準とを均衡させることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、市内民間事業所の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に本市職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

